

障害者自立支援法施行後3年の見直しについての論点 (平成20年社会保障審議会障害者部会資料より一部編集)

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせることを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター) 研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・ 定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
- ・ 専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせることは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
- ・ 施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせることが重要。

→ サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要 (従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて)

- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
- サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
- 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・ 設置状況が低調
- 法律上の位置づけの明確化
- ・ 運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
- 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

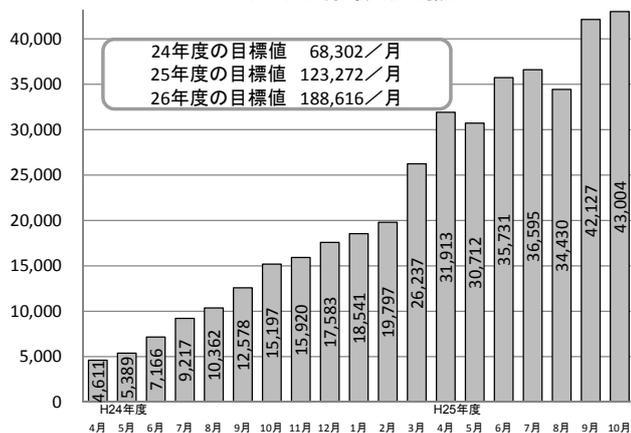
計画作成件数の見込みと実際の推移

○ 平成27年度から利用者全員について計画が適切に作られるための体制づくりが必要。

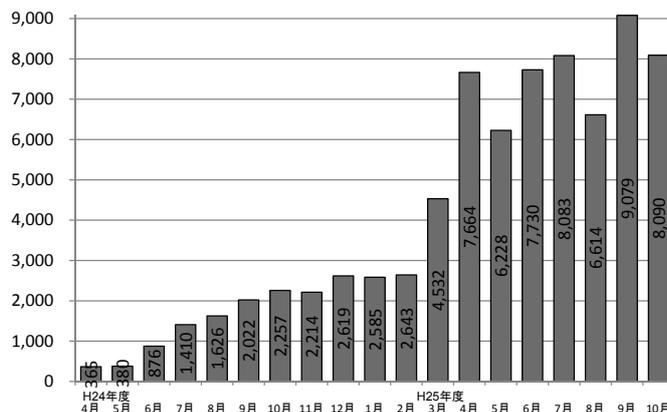
- 障害福祉サービス利用者 68.3万人、障害児支援利用者 13.6万人(H25.10月)
- 障害福祉計画(H24～H26)では、支給決定の更新及びモニタリングも合わせて平成27年度から支給決定を行うすべての利用者に対応するためには、平成26年度は平均して毎月18.9万件に対応できるような体制になっている必要があると見込んでいる。

○ 一方、平成25年10月を見ても月4.3万件にとどまっており、平成27年度から全例に対応できるような体制を作るためにはさらに取組を進める必要がある。

計画相談支援



障害児相談支援



※新規作成のほか、支給決定の更新時及びモニタリングを合わせた件数

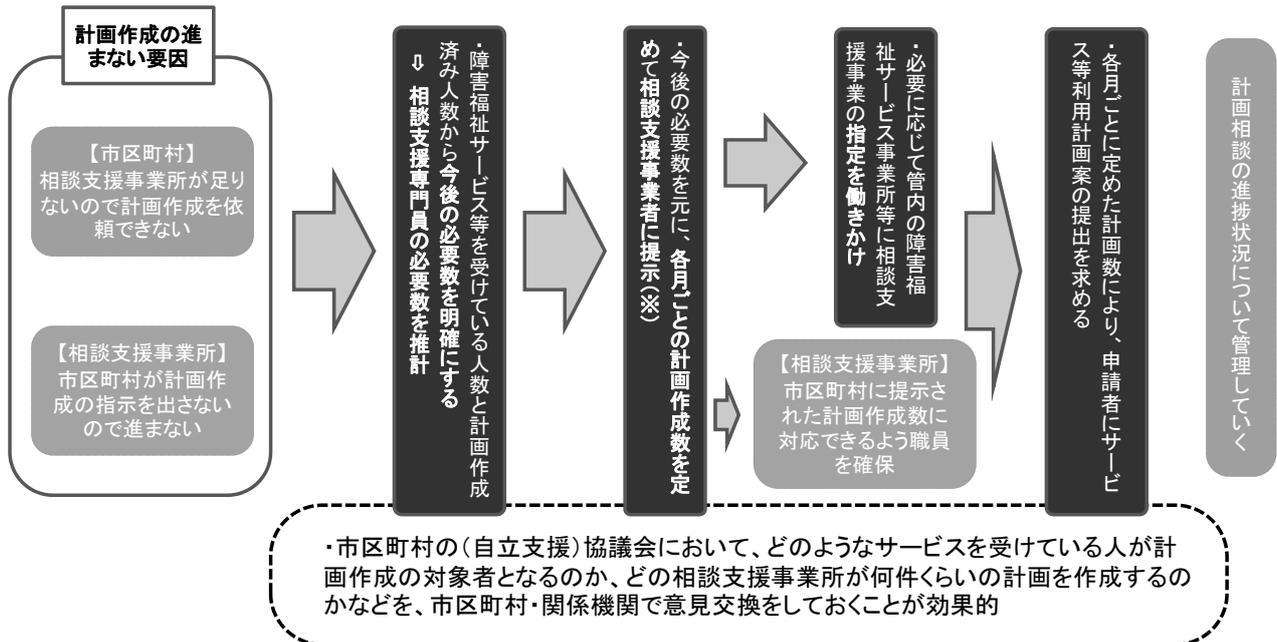
都道府県別 計画相談実績（平成25年12月末時点）

※1 調査時点での障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
 ※2 調査時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数）
 なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上。
 ※3 平成25年12月時点の実績のうち、三重県は平成25年11月分を報告。

No.	都道府県名	障害者総合支援法分(※3)			児童福祉法分(※3)			No.	都道府県名	障害者総合支援法分(※3)			児童福祉法分(※3)		
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)	障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)			障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)	障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)
1	北海道	50,893	10,012	19.7%	14,179	3,213	22.7%	25	滋賀県	9,609	2,020	21.0%	1,570	153	9.7%
2	青森県	11,223	4,431	39.5%	1,488	694	46.6%	26	京都府	18,340	1,534	8.4%	3,738	368	9.8%
3	岩手県	10,282	2,822	27.4%	1,721	365	21.2%	27	大阪府	64,177	8,362	13.0%	12,633	1,881	14.9%
4	宮城県	13,809	2,081	15.1%	2,528	202	8.0%	28	兵庫県	34,945	5,561	15.9%	7,436	1,352	18.2%
5	秋田県	7,860	3,035	38.6%	659	339	51.4%	29	奈良県	8,844	1,319	14.9%	2,684	710	26.5%
6	山形県	7,192	2,990	41.6%	1,308	593	45.3%	30	和歌山県	8,106	3,311	40.8%	1,991	207	10.4%
7	福島県	12,240	3,664	29.9%	2,236	1,054	47.1%	31	鳥取県	5,613	1,876	33.4%	642	81	12.6%
8	茨城県	16,272	3,503	21.5%	3,781	731	19.3%	32	島根県	6,982	2,410	34.5%	869	491	56.5%
9	栃木県	11,149	2,619	23.5%	2,048	565	27.6%	33	岡山県	14,079	1,554	11.0%	5,258	584	11.1%
10	群馬県	10,110	4,027	39.8%	1,481	701	47.3%	34	広島県	19,409	5,324	27.4%	6,543	1,626	24.9%
11	埼玉県	30,679	7,764	25.3%	5,998	1,260	21.0%	35	山口県	9,969	4,543	45.6%	1,824	1,044	57.2%
12	千葉県	28,793	7,678	26.7%	7,665	2,051	26.8%	36	徳島県	7,033	2,874	40.9%	1,844	814	44.1%
13	東京都	71,940	10,259	14.3%	14,370	2,106	14.7%	37	香川県	5,938	2,046	34.5%	1,172	461	39.3%
14	神奈川県	44,824	5,887	13.1%	10,239	2,881	28.1%	38	愛媛県	11,025	3,205	29.1%	2,283	1,095	48.0%
15	新潟県	14,539	4,918	33.8%	1,902	609	32.0%	39	高知県	5,715	1,293	22.6%	829	169	20.4%
16	富山県	6,121	2,198	35.9%	1,166	412	35.3%	40	福岡県	36,555	3,070	8.4%	5,833	854	14.6%
17	石川県	7,742	1,895	24.5%	1,186	472	39.8%	41	佐賀県	6,373	935	14.7%	853	195	22.9%
18	福井県	6,283	2,159	34.4%	929	193	20.8%	42	長崎県	12,567	3,259	25.9%	1,953	666	34.1%
19	山梨県	5,401	1,458	27.0%	869	283	32.6%	43	熊本県	14,670	5,141	35.0%	3,208	1,472	45.9%
20	長野県	13,789	5,019	36.4%	2,015	750	37.2%	44	大分県	9,891	3,678	37.2%	1,344	545	40.6%
21	岐阜県	11,982	4,141	34.6%	4,416	1,566	35.5%	45	宮崎県	9,187	2,760	30.0%	1,331	629	47.3%
22	静岡県	20,184	3,994	19.8%	4,156	1,233	29.7%	46	鹿児島県	15,311	5,903	38.6%	4,217	1,784	42.3%
23	愛知県	39,357	20,271	51.5%	10,158	2,518	24.8%	47	沖縄県	12,851	3,264	25.4%	2,987	843	28.2%
24	三重県	11,606	2,081	17.9%	2,118	431	20.3%		(合計)	811,459	194,148	23.9%	171,658	43,246	25.2%

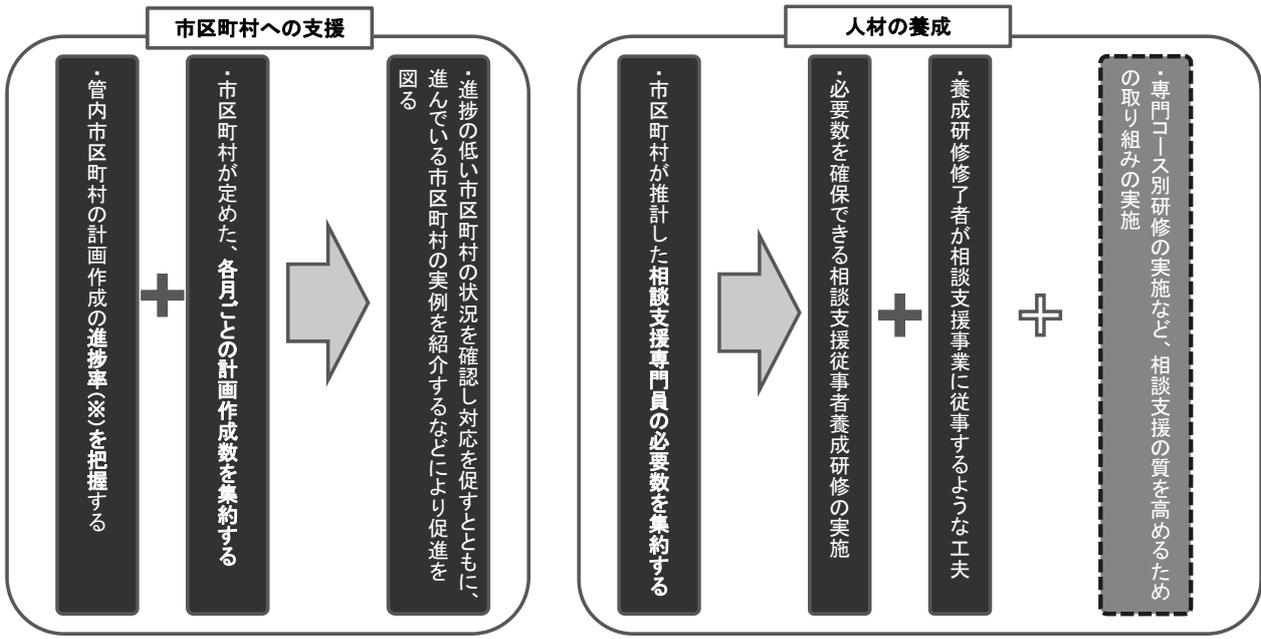
○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ
 ◎1,738箇所中、40%以上：463箇所 / 30%以上～40%未満：288箇所 / 20%以上～30%未満：315箇所
 10%以上～20%未満：313箇所 / 10%未満：355箇所 / 対象者なし：4箇所

計画相談を促進するための対応(市区町村)



※ 各月が困難であれば四半期など適切な期間を設定

計画相談を促進するための対応(都道府県)



都道府県(自立支援)協議会において、人材養成の方針などについて協議する場を設けることが望ましい

※ 進捗率 = (計画が作成されている人数) / (サービス等利用計画作成対象者)

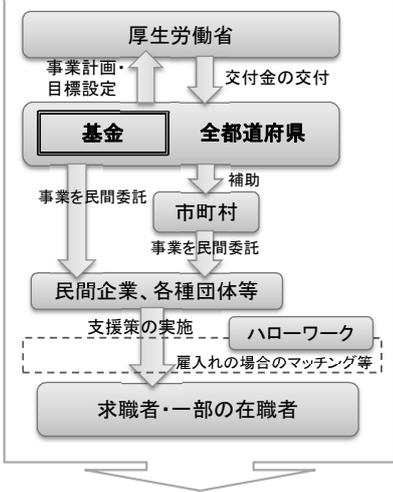
地域人づくり事業の概要(雇用創出基金事業)

平成25年度補正予算
1,020億円

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大 賃上げ促進

概要

- 事業期間は、事業開始(平成25年度補正予算成立)から、平成26年度末まで。(ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。)
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

… 失業者(無業者)の就職に向けた支援

- (例)
- 【雇入れを伴うもの】
 - ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習 /
 - ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業等 (支弁費用) 人件費、研修費、企業実習受入経費
 - 【雇入れを伴わないもの】
 - ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会 /
 - ④ 中小企業の情報発信 /
 - ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
 - ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング等 (支弁費用) 説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

… 在職者に対する処遇改善に向けた支援

- (例)
- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング (若手社員向け)・雇用管理研修(管理者向け) /
 - ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング /
 - ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等 (支弁費用) 研修費(講師謝金、アドバイス費用)等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

地域人づくり事業の活用例

雇用拡大プロセス ～障害者福祉領域の人材育成を支援～

障害者相談支援事業所サポート事業

(概要)

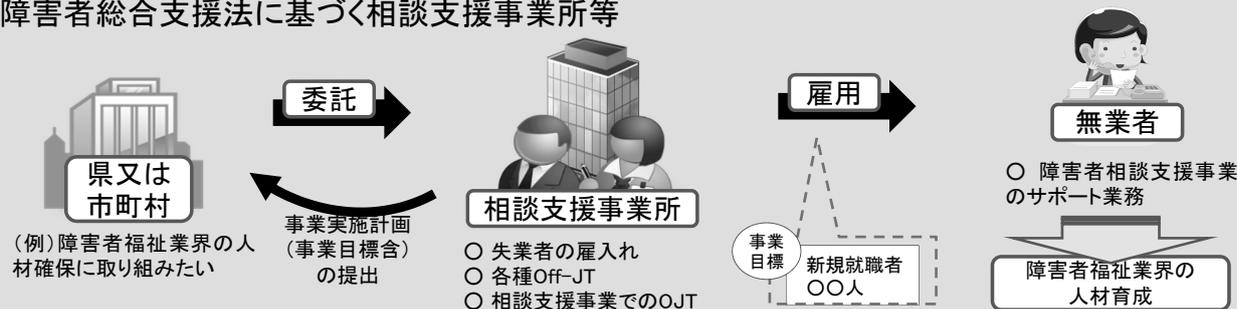
地域の無業者を、障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等で雇用し、サービス等利用計画の作成補助、地域の障害福祉サービス事業所や学校等の関係機関との意見交換等のサポート業務等を行わせることを通じて、それら無業者の当該事業所への就業に結びつけ、また、障害福祉サービスに関する経験を積ませることで同分野他事業所での就業にも結びつける。

(効果)

若者の人材育成、障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等での人材確保

(委託先のイメージ)

・障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等



※ 本資料はあくまで想定し得る事業のイメージを示したものです。実際に実施される事業は、各自治体により異なりますのでご注意ください。

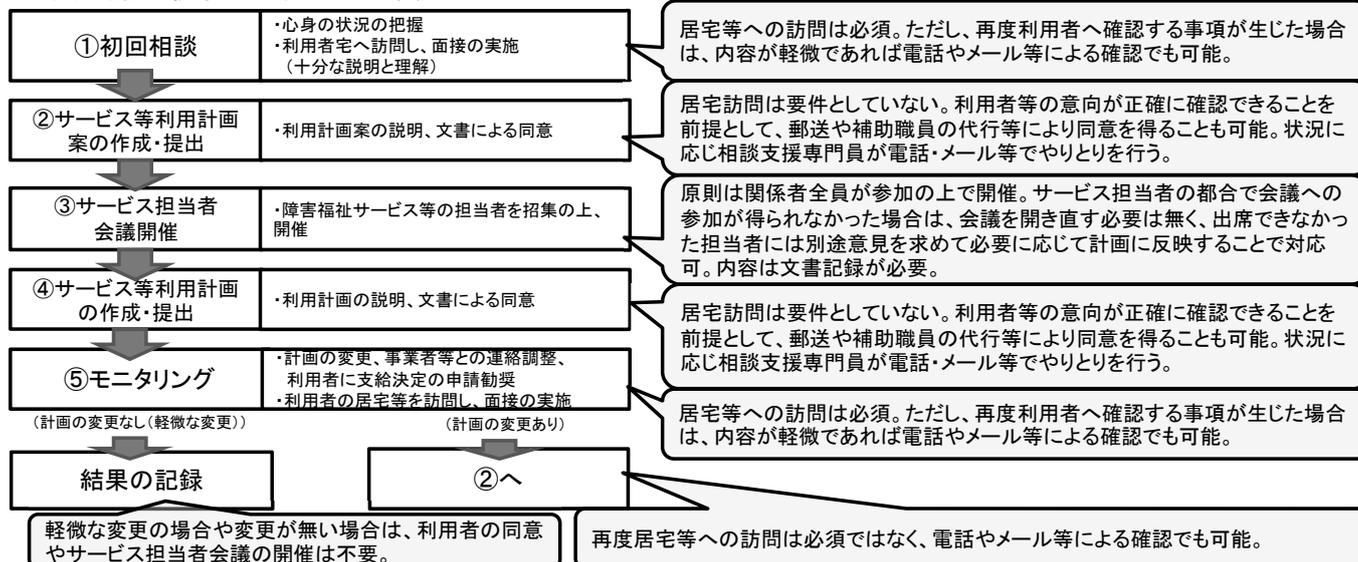
計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

(市区町村に求められる配慮の例)

- 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮
- 支給決定・受給者証発行に当たって、
 - ・利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
 - ・支給決定の予定月よりも早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
 - ・支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとして計画相談支援の業務量を分散

○ 特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例



宮崎県の計画相談支援に対する取組みの全体像

○宮崎県では、平成24年4月の利用者1万人当たりの計画作成件数が全国47位(最下位)でしたが、平成24年度後半から徐々に計画作成件数が伸び始め、平成25年8月サービス提供時点では全国20位にまで上昇しました。
○宮崎県では、平成25年度にサービス等利用計画の作成を進めるため様々な取組みを行ってきました。

○平成25年度における計画相談支援に対する宮崎県の取組み

4月	市町村担当者説明会での周知
5月	9市1町の担当者との意見交換の実施
6月	障害者総合支援法に基づく集団指導での事業者への周知
7月	法人向け相談支援事業開設支援研修(県内3ブロック)の開催(※) 計画相談支援に係る実態調査の実施 宮崎県障がい者自立支援協議会相談支援部会の開催
9月	潜在的有資格者向けフォローアップ研修(県内3ブロック)の開催(※)
10月	計画相談支援に係る市町村担当者会議の開催 相談支援従事者初任者研修の開催 ⇒1年以内に事業所の新設・拡充を行う法人から優先的に受け入れ
12月	相談支援従事者現任研修を開催
26年 1~3月	相談支援体制スタートアップ研修の実施(※) インターンシップの実施(※) 相談支援事業所パンフレットの作成(※)

(※)障害福祉に係る相談支援に携わる人材確保事業 700万円
(委託先:宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会)

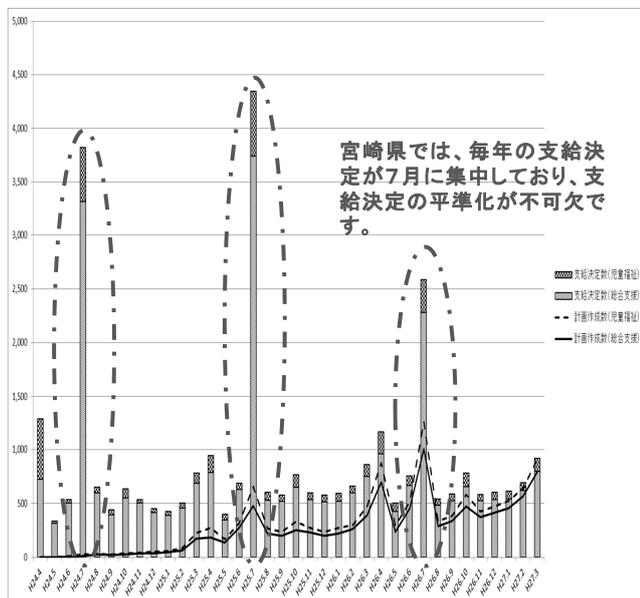
①計画相談支援に係る実態調査(H25.7)

○計画相談支援の現状を把握するために、「計画相談支援に係る実態調査」を実施しました。この調査は、3つの調査で構成されています。

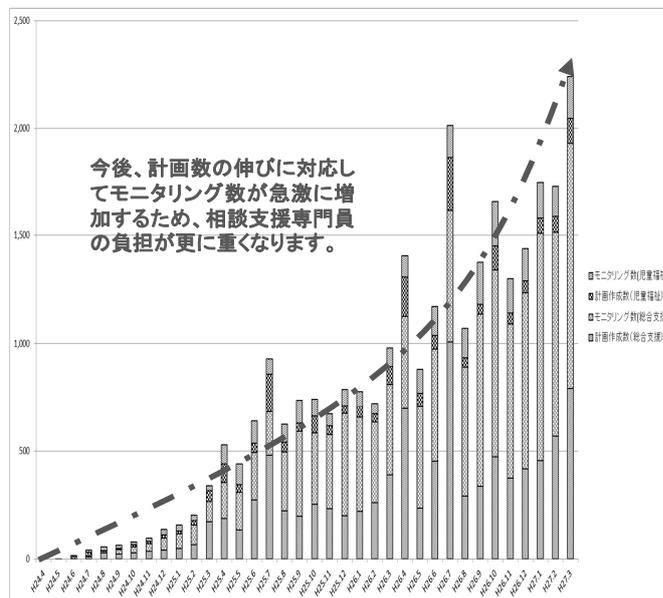
- ①平成27年3月末までの毎月の支給決定者数、計画作成数及びモニタリング数の見込みを調べる「需要量調査」
- ②事業所数と相談支援専門員の配置状況(専任、兼務、主に何の業務を担当しているのか等)を調べる「供給量調査」
- ③市町村の様々な取組みの状況を調べる「取組み状況調査」

○調査結果は、圏域単位で集計した上で、市町村にフィードバックしました。

○本県の毎月の支給決定者数(棒グラフ)と計画作成数(折れ線グラフ)の推移



○計画作成数とモニタリング数の伸び(積み上げグラフ)



②市町村・サービス事業所等への周知・連携の取り組み等

各種の説明会・研修会で市町村職員やサービス事業所関係者に周知

○各種の説明会や研修会等においてサービス等利用計画について改めて周知を行いました。

9市1町との意見交換の実施(5月)

○年度当初に県内9市(大規模施設を抱える)1町と意見交換を行いました。

県自立支援協議会相談支援部会の開催(7月)

○県自立支援協議会相談支援部会において、計画相談の進捗状況等について報告・議論を行いました。

計画相談支援に係る市町村担当者会議の開催(10月)

○県内26市町村の担当者を集めて、市町村担当者会議を実施しました。会議では、以下の2つを行いました。

- ① 「計画相談支援に係る実態調査」(7月)の調査結果等を説明し、県から、今後、市町村に期待される取り組みの例を示しました。
- ② 圏域単位のグループに分かれて、市町村担当者と相談支援専門員(県自立支援協議会相談支援部会構成員)で意見交換を行いました。

指定特定相談支援事業所の開設に必要な指定基準、報酬などの基本的な知識や、申請書の記載例やQ&Aも収録したテキストです。



更新申請を行う利用者を対象とした市町村窓口用のチラシです。

③障害福祉サービスに係る相談支援に携わる人材確保事業

- 平成25年4月時点における宮崎県の相談支援従事者初任者研修の修了者は延べ650名ですが、実際に相談支援の業務に従事しているのは123名(平成25年7月時点)に止まっています。そのため、平成25年度の新規事業として「障害福祉サービスに係る相談支援に携わる人材確保事業」を実施し、相談支援事業所の新設・拡充に取り組みました。
- この事業は、県内の相談支援事業所等で作る「宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会」に委託し、現場を熟知した相談支援専門員によって企画・運営されています。

法人向け相談支援事業所開設支援研修(7月)

県内3ブロックで法人の経営者等を対象に、相談支援事業の魅力、事業内容、開設の手続きに関する研修を実施しました(297名が参加。うち、新設検討中の71法人からは114名が参加)。

相談支援体制スタートアップ研修(2月)

平成25年度の取り組みを振り返りながら、相談支援の先進地「長野県」を視察した6名の相談支援専門員からの視察報告と、平成26年4月施行に係る障害者総合支援法の内容についての研修を実施しました(151名が参加)。

潜在的有資格者向けフォローアップ研修(9月)

県内3ブロックで相談支援従事者研修を修了し実務経験を満たしているものの、現に相談支援従事していない「潜在的有資格者」を対象としたフォローアップのための研修を実施しました(194名が参加。うち、潜在的有資格者が92名参加)。

インターンシップ研修(2~3月)

潜在的有資格者等を相談支援事業所の即戦力へと育成するため、県内の相談支援事業所へのインターンシップ(3日間)を行いました(35名を19事業所で受入れ)。

学生を対象とした説明会

福祉系の大学・専門学校に通う学生に相談支援専門員の魅力・キャリアパスを紹介しました。(平成27年1月末までに、3校141名が参加)

相談支援事業所パンフレット作成

県内の相談支援事業所等のパンフレットを作成し市町村窓口等への配布や説明会等での活用を行います。

⇒本事業により、平成25年7月から平成26年1月までに10事業所が新設され、今後も更に相談支援事業所の新設が予定されています。また、本事業により、市町村や関係者の計画作成に対する理解が深まりました。

18 障害者虐待防止対策について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見の推進について

虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要である。そのため、厚生労働省では、これまで様々な機会を通じて、障害者の虐待防止・早期発見に向けた取組として、通報義務の周知徹底、都道府県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センターの整備等を通じた相談体制の充実、虐待防止を進める上での人材育成・研修開催等についてお願いしてきているところである。

しかし、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月に施行されて以降、深刻な虐待報道が相次いでおり、特に、昨年、千葉県の県立施設で発生した虐待事案については、厚生労働省としても深刻に受け止めている。

厚生労働省では、当該事案を踏まえ各都道府県に対して発出した通知「障害福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について」（平成26年1月16日付障害福祉課長通知）において、管内障害者福祉施設等が虐待防止に当たって自己点検を実施しているか確認するよう一層の指導・助言をお願いしているところであるが、確認が未実施のところにおいては至急、対応いただくようお願いする。

なお、確認済みの都道府県においても、更なる再発防止の徹底のため、障害者福祉施設等における

- ・虐待防止に関する定期的な研修の開催状況（研修未受講者の有無）
- ・やむを得ない場合の身体拘束がある場合の記録の有無
- ・虐待防止委員会の設置・開催状況

等を確認いただき、その取組が不十分であれば、自治体で開催する研修の受講を促す等指導・助言をお願いする。

一方、都道府県・市町村における虐待防止に向けた体制の状況については、昨年11月11日に「平成24年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」において公表しているところであるが、「障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」、「独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」、「虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク」等取組が十分でない項目が見受けられたところである。

そのため、都道府県や管内市町村においては、被虐待者への適切な対応や再発防止に向けた取組として、障害者虐待防止法の施行後から蓄積されている事例の分析や評価等を行い、都道府県権利擁護センター・市町村虐待防止センター職員の専門性の強化や関係機関だけでなく外部の有識者も交えたチェック機能の強化等体制の整備・充実を図られたい。

厚生労働省としても、事例集を作成している都道府県から情報を収集の上、

今後、各都道府県に情報提供する予定であるので、マニュアル等が未作成であれば、その参考とされたい。

なお、都道府県や市町村における取組の支援として、これまで「障害者虐待防止対策支援事業」を実施してきたが、平成 26 年度は「地域生活支援事業」において実施する予定である。各都道府県や管内市町村においては、例えば高齢者、児童及びDVの虐待防止分野との横断的な連携や成年後見制度の利用支援を含めた一体的な虐待防止の研修の実施等地域の実情に応じた体制の整備が可能となったことから、柔軟な実施体制の構築を進められたい。
(関連資料 (202 頁))

(2) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施について

障害者虐待や権利擁護に関する研修については、これまで各都道府県で指導的役割を担う者を養成することを目的とした障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修を行うこととしているが、平成 26 年度においても引き続き実施する予定である。また、強度行動障害を有する者においては、身体拘束や行動制限が行われやすく、虐待につながる可能性も懸念されるため、障害者福祉施設従事者等が強度行動障害を有する者に対して適切に支援できるよう、今年度より強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を独立行政法人のぞみの園において実施しているところである。さらに、来年度は実践研修も加えて、各都道府県における指導者を養成するための研修を開催する予定であり、追ってこれらの開催日程等について連絡することとしている。

(※詳細は、「1 強度行動障害を有する者に対する支援について」(P 1~参照))

なお、平成 26 年度予算案においては、各都道府県が支援者に対する研修を実施するため、「地域生活支援事業」において「障害者虐待防止対策支援」、「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業」、「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業」として盛り込むこととしているので、各都道府県においては積極的な取組に努められたい。

(3) 虐待の対応状況等に関する全国調査と都道府県における公表について

各都道府県及び市町村の障害者虐待の対応状況等に関する全国調査については、調査結果を平成 25 年 11 月 11 日に公表したところであるが、来年度においても引き続き実施の予定である。障害者虐待防止法では、施行後 3 年を目途に必要な措置を講ずることとされており、制度改正も含めた今後の障害者虐待防止施策を検討するに当たっての基礎資料とするため、ご協力をお願いする。

なお、各都道府県においては、毎年度、同法第 20 条の規定に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について公表することとされているが、情報の公表に当たっては、ホームページや広報を活用するなどした上で、その情報が広く利用されて障害者虐待の防止の意識向上及び取組の推進につながるよう配慮願いたい。

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

表1 市区町村における体制整備等に関する状況（平成24年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,509	229
	構成割合	86.8%	13.2%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	493	1,245
	構成割合	28.4%	71.6%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,250	488
	構成割合	71.9%	28.1%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	1,118	620
	構成割合	64.3%	35.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	980	758
	構成割合	56.4%	43.6%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	708	1,030
	構成割合	40.7%	59.3%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク	市町村数	770	968
	構成割合	44.3%	55.7%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	751	987
	構成割合	43.2%	56.8%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	549	1,189
	構成割合	31.6%	68.4%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	800	938
	構成割合	46.0%	54.0%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	656	1,082
	構成割合	37.7%	62.3%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	577	1,161
	構成割合	33.2%	66.8%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	548	1,190
	構成割合	31.5%	68.5%

注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,738。

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

表2 都道府県における体制整備等に関する状況（平成24年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	21
	構成割合	55.3%	44.7%
障害者権利擁護センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	8
	構成割合	83.0%	17.0%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	17
	構成割合	63.8%	36.2%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（新たなネットワーク構築に限らず、既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。）	都道府県数	36	11
	構成割合	76.6%	23.4%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	19
	構成割合	59.6%	40.4%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	4
	構成割合	91.5%	8.5%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	26
	構成割合	44.7%	55.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	9
	構成割合	80.9%	19.1%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	6
	構成割合	87.2%	12.8%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	14
	構成割合	70.2%	29.8%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22
	構成割合	53.2%	46.8%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成24年9月)

I 障害者福祉施設における障害者虐待とは

1. 障害者虐待防止法の施行
2. 「障害者虐待」の定義
3. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

II 施設・事業所の虐待防止と対応

1. 施設・事業所における虐待防止の責務
2. 自立支援協議会などを通じた地域の連携
3. 通報義務
4. 障害者や家族が置かれている立場の理解
5. 障害者虐待の未然の防止について
6. 虐待を防止するための体制について
7. 人権意識、知識や技術の向上のための研修
8. 虐待を防止するための取組について

III 虐待が起きてしまった場合の対応

1. 職員から虐待の相談があった場合の対応
2. 通報者の保護
3. 市町村・都道府県による事実確認への協力
4. 虐待を受けた障害者や家族への対応
5. 原因の分析と再発の防止
6. 虐待した職員や役職者への処分など

IV 市町村・都道府県による施設・事業所への指導等

1. 市町村・都道府県による事実確認と権限の行使
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

V 虐待を受けた障害者の保護に対する協力について

1. 居室の確保に対する協力
2. 保護された障害者への対応

VI 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

1. 身体拘束の廃止に向けて
2. 身体拘束としての行動制限について
3. 行動障害のある利用者への適切な支援

平成26年度障害者虐待防止対策関係予算案

○ 地域生活支援事業（障害者虐待防止対策支援） 予算額：462億円の内数

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 予算額：3,802千円

1. 事業内容

障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

